

## 日本MRSの研究会活動についての規約(案)

### 1. 目的

研究会は、先端領域または学術領域における研究を効率的に推進することを目的に設置することができる。これは、広範な先進材料の科学技術分野での専門・学際活動の必要性から、会員の要請によって設置され、独自の活動を行なう。

### 2. 設置条件

研究会活動は、材料研究に関する分野横断的な取り組みとなり得ることを原則とする。この為、研究会活動については、日本MRS会員に広く参加を呼びかけることとする。また、研究会の運営に当たっては、研究会代表、ならびに、日本MRS事務局との連絡・調整を行う連絡世話人を置く。研究会代表と連絡世話人は、共に日本MRSの会員であることとする。

研究会は、原則として<sup>\*1</sup> 年次大会にシンポジウムを提案し運営することとする。また、IUMRS関連国際会議に、シンポジウムを提案し運営することとする。さらに、1年に少なくとも1回以上、研究会独自のセミナー、講演会などの会議を開催することとする<sup>\*2</sup>。研究会独自の会議には、参加費が有料である場合、日本MRS会員は割引料金で参加できるものとする。

#### ・設置期間

研究会の設置期間は、申請時の年度を含め5ヵ年以内とする。但し、設置期間満了の前年度において、継続の申請を行うことができるものとする。

#### ・活動報告の義務

各研究会は、各年度の活動の報告を、文書にて当該年度末までに理事会に提出するものとする。

### 3. 申請方法

研究会の申請は、申請用紙に必要事項を記載後、事務局に提出し行うこととする。提出時期に制限はないが<sup>\*3</sup>、直前の年次大会またはIUMRS関連国際会議のシンポジウム提案の締め切り日を当該年度の区切りとし、当該会議の講演募集締切の前に認可された際には、その会議から設置条件を適用する。

#### ・審査・認可

研究会申請の認可については、経営企画委員会における書式を含めた検討の後、理事会にて審査を行う。但し、会長が緊急と判断し、経営企画委員会における検討により設置条件を満たすと判断される際には、理事会における審査完了までの期間において仮に認可されたものとして研究会活動を行う事ができるものとする。ただし、その後理事会において適当ではないと審査された場合には直ちに仮の認可を取り消すものとする。

#### ・研究会の種類と研究会会員資格

研究会は、研究会会費を日本MRS会費とは別に徴収するか否かにより、以下の2種類とする。会費を徴収する場合、その額は研究会の決定に拠るものとする。

一号研究会：研究会会員より会費の徴収は行わない場合、研究会代表、連絡世話人をはじめとする全ての研究会会員が日本MRS会員でなくてはならない。

二号研究会：研究会会員より会費の徴収を日本MRS会費とは別に徴収する場合、研究会代表、連絡世話人は日本MRS会員であることに加え、研究会会員の20名以上が日本MRS会員でなくてはならない。

#### ・本会からの活動支援

上記の研究会会費の種類により、本会より以下の支援を行う。

上記一号研究会については、本会ホームページ内に研究会のページを設置する。

上記二号の研究会については、一号研究会の項目に加え、研究会会費より一定額を差し引いたものを活動資金として配分する。その用途については、原則として学術組織として認められる範囲において当該研究会が決定するが、研究会会費の徴収を含め経理については日本MRS事務局が行なう。事務局への提出書類等は年次大会に準じるが、原則として謝金を除く\*4。

・外部資金

研究会として、活動経費を外部から収集する事を認める。但し、その管理は日本MRS事務局が行ない、その中の一定額を本部が管理経費として徴収する。公募される財団からの研究助成などで、本経費徴収が認められない場合には、研究会会費より相当額を本部が徴収する。

4. 運営方法

(1) 当該研究会が講座・講演会・討論会などの各種行事を主催（日本MRS○○研究会主催）することができる。

(2) 当該研究会が主催する各種行事をHPとニュースレターで毎回通知する。

(3) 研究会の運営に関する事務処理は研究会代表が行なう\*4。経理は、日本MRS事務局が行なう。事務局への提出書類等は年次大会に準じるが、原則として謝金を除く\*5。

---

(注)

\*1：外国で開催されるIUMRS関連国際会議のために、年次大会でのシンポジウム提案を見送ることは可。

\*2：開催資金を外部から集めることなどは自由。それらの資金の管理は日本MRS事務局が行なう。事務局の一般管理費は原則全体額の20%とし、その額の最終決定は経営企画委員会にて行う。

\*3：直近の年次大会またはIUMRS関連国際会議のシンポジウム提案の締め切り日を区切りに（その会議から設置条件を適用）。

\*4：規約に記載されていない審議事項については、経営企画委員会の承認事項とする。

\*5：従来の国内シンポジウム（現、年次大会）の補助金の取り扱いと同じにする。したがって、謝金も許可したいが、事務処理の負担が急増しないように謝金をご遠慮願いたい。

